



食の安全

消費者による食品表示の一元化

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村幹雄

消費者庁主導で進められている「食品表示一元化」は、消費者の思いとはかけ離れ、これまでに消費者が勝ち得た権利（消費者の権利）すら蔑ろにされる危険性を有している。消費者は、東京と大阪の集会を経て「食品表示を考えるネットワーク」を結成し、参議院議員会館で学習会を開催するなど消費者の権利の擁護と拡大に向けた動きを強めつつある。

2月の消費者庁の食品表示一元化検討会で、中間論点整理が行われ、意見募集や意見交換会が行われる予定であるが、表示制度が遵守されているかどうかの監視体制（特に、食品衛生法では臨検・収去）と故意または過失による誤表示に対する是正措置（食品衛生法では、営業許可の取消し、

廃棄命令、72条直罰主義及び78条両罰規定）が全く論議されていない。逆に、表示の充実に伴う事業者のコストアップへの配慮や誤表示に対する罰則の緩和が消費者庁サイドから滲みでており、消費者寄りでない消費者庁の姿が浮かび上がっている。

消費者としては、関係団体へのヒアリングも要求を要求しているが、実現しない可能性もあるので、広く消費者へのアピールを行い、消費者団体での意見交換を盛り上げ、国会議員への働きかけ等も計画している。そのため、主婦連、日消連等が中心となった戦略会議も立ち上がった。

次に、各担当者が3つの集会について紹介する。

食品表示

「消費者による『食品表示一元化』検討会」の報告—2011年11月26日大阪で開催されたミニ集会—

鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授 中村幹雄

山口英昌さん（美作大学大学院・食環境科学研究所 教授）は、「歴史に学ぶ表示パワーと未来」と題した特別講演を行った。（1）情報と表示と

して、①消費者にとって情報とは、②表示の位置づけ、③表示の重要性をあげ、健全な食生活を左右する食環境について図解した。

表 健全な食生活を左右する食環境

食環境の要因	内 容
自然環境	土壤、水、大気 環境汚染物質、微生物
食料供給システム	流通 栽培、飼育、製造・加工、 供給などの方法
政策、行政、法体系	法律、規格・基準、監視、 検査
情報	リスクコミュニケーション、 情報公開、食教育、広告・ 宣伝、表示
食文化 食のライフスタイル	食べ物の選択、食べ方
国際関係	輸出入 WTO協定、多国籍企業
倫理	環境倫理、企業倫理、生命 倫理

(2) 歴史に学ぶ表示パワーとして、①原産地表示・トレーサビリティー、放射能汚染食品、②放射性照射食品、③防かび剤の表示、④遺伝子組換え食品をあげた。(3) 表示に注文ありとして、①こうあって欲しい表示、②何とかしたい表示をあげ、表示のあるべき姿を示した。(4) これから表示として、①2次元バーコード、②ICチップ、③店頭での情報提供が可能とした。(5) 消費者庁に期待できるのかとして、「表示一元化」への期待を始めた。

石川直基さん（弁護士、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長・食品安全部長）は、「食品表示と安全」と題した基調講演を行った。

(1) 食品表示に関する多様な法令があり、それらは、単一ではなく、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、不正競争防止法と多岐に渡っているとした。

(2) 食品表示の目的も単一ではなく、多岐にわたっているとした上で、目的の違いを示した。食品衛生法では、食品の安全の確保、JAS法では、消費者の選択の確保、健康増進法では、国民

の栄養改善、計量法では、適正な計量実施の確保、景品表示法では、不当表示による顧客誘因の防止、不正競争防止法では、事業者間の公正競争確保であるとした。また、消費者庁では、平成23年9月から食品表示一元化検討会を開催し、食品表示に関する一元的な法体系を検討しているが、食品表示法として一元化する場合、食品表示規制の目的を整理する必要がある。①食品の安全の確保、②消費者の合理的な商品選択の確保、③国民の栄養改善に資すること、④食品事業者間の公正な競争の確保、⑤不当な表示の排除に整理できると考えられる。これらの目的は、それぞれ重要であり、統廃合することは相当ではない。食品表示法が制定される場合は、これらの目的が並列的に規定されるべきと指摘した。

(3) 食品選択に資する食品表示と安全について、JAS法の品質表示基準で義務づけられた期限表示（消費期限、賞味期限）、保存方法、遺伝子組換え、製造者名、原材料名、原料原産地、原産国などの表示は、選択にとって必要な情報ではあるが、消費者が食品の安全性を確認するために必要な情報となる。当該食品が食べられる状態にあるのかを判断する重要な情報である期限表示は、食品の安全性を確認するために必要な情報であり、特定の食品に健康被害をもたらす状況が発生していた場合には、製造者名と製品名等を元に健康被害をもたらす食品か否かを消費者が把握することができる。これに対し、原料原産地や原産国は、JAS法だけで義務づけられている点で、安全確保とは関係がないかに思われるが、東京電力福島第一原発事故により原料原産地についても安全性に関わる表示であるとした。同様に、原産国表示も安全性に関わる表示であるとした。

(4) 遺伝子組換え食品表示は、単に商品選択に資する表示ではなく、食品にはゼロリスクはないので、政府が一定の範囲で安全であるとして規制をしてない場合、規制されていない食品には、理論的には、客観的なリスクが残存しているが、その残存リスクは、政府によって無視されているにすぎず、政府と消費者におけるリスクの許容度の差異があるので、リスクのある食品の販売等を認

めつつ、その食品に含まれるリスクあるいは、リスクの有無を確認するための表示をすることによって、選択の自由を確保するほかないと指摘した。遺伝子組換え食品の表示は、単に趣味指向による商品選択に資するものだけではなく、安全性に関する判断に基づく選択に資するものとした。

(5) 食品中の放射性物質の表示について、平成23年3月17日の厚生労働省の暫定規制値の設定と原子力災害対策本部における平成23年4月4日の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の策定により、食品中の放射性物質の規制値、検査体制は一応できたが食品中の放射性物質についての表示制度はないとした。特に、100mSv（ミリシーベルト）以下の低線量被ばくの安全性については、科学者の間でも一致しておらず、ゼロリスクではないので、規制値以下の食品であっても、放射性物質の測定値を表示すべきであるとした。その上で、放射性物質の測定値については、検出器ごとに検出限界があるので、放射性物質の測定値の表示にあたっては、測定値（1kg当たりのBq量）のほか、測定機器と検出限界も表示すべきであると指摘した。

(6) 最後に、食品表示の目的の中で、安全性確保の目的が重要であることは異論がないと思われるが、原料原産地、遺伝子組換え食品など商品選択に資する目的の表示の背景にも安全性確保の要請があることに留意すべきであり、この観点から食品表示制度の設定、運用をする必要があるとした。低線量の放射線のように安全性の評価について見解が分かれるものについては、表示制度を導入し、安全性に関する消費者の選択の自由を確保していくべきであると指摘した。

中村幹雄（鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授、消費者庁「食品表示一元化検討会」委員）は、「消費者による食品表示の一元化」と題した基調報告を行った。

食品衛生法制定の意義と性質について述べた上で、次のように指摘した。①食品添加物の表示は、食品添加物の安全性を求める消費者の要求と表裏一体の関係にある。②アレルギーと食品表示

（特定原材料の表示）は、近年増加したアレルギー物質を含有する食品に起因する健康危害を未然に防止するために、表示を通じ消費者に情報提供をすることを目的としており、正確な表示は生死に繋がる極めて大事な安全情報提供である。③未評価技術である遺伝子組換え技術を応用した遺伝子組換え食品や遺伝子組換え食品添加物を喫食するかどうかが個々人の判断に委ねられるとしても、食品生産者や流通事業者に正確な情報提供を求める権利が消費者にあり、表示は安全性審査の法的義務化と一体のものであることを忘れてはならない。④馬鈴薯の照射のみに許可されている照射食品については、諸外国で広く許可され実用化されているので、特に、違法な照射香辛料が輸入される可能性がある。

また、JAS法は、「JAS規格制度（任意の制度）」と「品質表示基準制度」からなり、消費者の選択に資するための制度であるが、戦後の混亂による物資不足や模造食品の横行による健康被害等が頻発した状況下で、農林物資の品質改善や取引の公正化を目的として発足した制度（JAS規格制度）を、1970年（JAS規格のある品目について表示の基準の制定）と1999年（消費者に販売される全ての食品への表示の義務づけ）に、消費者が商品を購入する時に役立つという名目で規制対象が拡大された結果、期限表示の一元化のように、食の安全確保のための制度にズレが生じさせたと、JAS法が食品衛生法の安全の観点を歪めたと指摘した。